

原爆被爆二世健康診断

▶ 対象 = 県内に住所を有する原爆被爆者の実子で受診を希望する方
 ▶ 申込期限 = 平成23年2月10日(木)必着
 ▶ 申込方法 = 郵便番号・住所・氏名・生年月日・電話番号・被爆者である親の郵便番号・住所・氏名・被爆者健康手帳番号を記入のうえ、封書で申し込み
 ※検査の種類によって一部自己負担が生じる場合があります
申・問 260-8667
 千葉市中央区市場町1-1
 県庁健康福祉指導課
 ☎ 043(223)2349

▼支給対象 = 生後15歳未満の児童(後最初の3月31日(中学校修了前)までの児童)
 ▶請求者 = 支給対象児童を養育し、かつ生計を維持している方
 ▶手続き = 3月まで児童手当を受給していた方は、新たに申請の必要はありませんが、新たに対象となる子(中学2・3年生)を養育している方は、額改定認定請求が必要です。子ども手当の申請は、9月30日までに受け付けたものに限り、特例的に4月分までさかのぼって支給されます。ただし、10月1日以降に申請してく

る場合は、新規に申請の必要はありませんが、新たに対象となる子(中学2・3年生)を養育している方は、額改定認定請求が必要です。子ども手当の申請は、9月30日までに受け付けたものに限り、特例的に4月分までさかのぼって支給されます。ただし、10月1日以降に申請してく

る場合は、新規に申請の必要はありませんが、新たに対象となる子(中学2・3年生)を養育している方は、額改定認定請求が必要です。子ども手当の申請は、9月30日までに受け付けたものに限り、特例的に4月分までさかのぼって支給されます。ただし、10月1日以降に申請してく

る場合は、新規に申請の必要はありませんが、新たに対象となる子(中学2・3年生)を養育している方は、額改定認定請求が必要です。子ども手当の申請は、9月30日までに受け付けたものに限り、特例的に4月分までさかのぼって支給されます。ただし、10月1日以降に申請してく

る場合は、新規に申請の必要はありませんが、新たに対象となる子(中学2・3年生)を養育している方は、額改定認定請求が必要です。子ども手当の申請は、9月30日までに受け付けたものに限り、特例的に4月分までさかのぼって支給されます。ただし、10月1日以降に申請してく

る場合は、新規に申請の必要はありませんが、新たに対象となる子(中学2・3年生)を養育している方は、額改定認定請求が必要です。子ども手当の申請は、9月30日までに受け付けたものに限り、特例的に4月分までさかのぼって支給されます。ただし、10月1日以降に申請してく

子ども手当の手続きはお済みですか

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨のもとに、中学生以下の子どもを養育されている方にお子さんを支給する手当です。

※公務員は勤務先からの支給となります。

た場合は、申請の翌月分から支給となります。ご注意ください。

なお、4月以降に転入された方・出生された方は申請月の翌月分からの支給となります。

た方・出生された方は申請月の翌月分からの支給となります。

・社会福祉児童課・白里出張所に備え付けの認定請求書または額改定認定請求書

・印かん

・請求者の普通預金口座の写し証等の写し

・請求者の健康保険被保険者

・印かん

・申請場所 = 社会福祉児童課、白里出張所

・印かん

・申・問・社会福祉児童課児童福祉班

・申・問・社会福祉児童課児童福祉班

・印かん

・申・問・社会福祉児童課児童福祉班

・印かん